

解説

「森林整備事業の推進と現状について」

長野県における平成二十年度の森林整備事業の現状は、

「森林税」の導入により前年度比約一〇%程度の事業量拡大となる見通しだと言われております。

さて、森林整備事業と言つても細分化されており、なかなか理解されにくい状況ですので今回は概要を解説したいと思います。

補助金制度を活用した「森林整備事業」は、長野県独自の①「森林税の事業」と、從来の②「森林造成事業」に分けられます。

①「森林税を活用した事業」

この事業は、間伐の推進力を入れているため、作業の種類は間伐のみが対象であり補助金の範囲内で県内各地域

平均的に分配を行うため、各年度の予定量を計画書という形で提出しており、当組合は年間約一〇〇haになつていています。

またこの事業は、標準事業費の九〇%が補助金として交付されますが、一〇%は不足となりこの不足分をどうするかが問題です。所有者に面積割で負担していただけるのが基本的な考え方となりますが、理解が困難ということで、他の事業を併用する等工夫し、所有者の負担を軽くしていく考えです。

②「森林造成事業」 (信州の森林づくり事業)

この事業は、下刈り・枝打ち・間伐・その他の作業等に幅広く活用できる事業ですし、「流域育成林整備事業」と「里山エリア再生交付金等」の二種類に分別されます。

また特色としては、作業区分ごとに林令の制限がありますので対象外の作業が出てくる可能性があるということです。事業費としては、作業箇所の地形・立地条件等の難易度、また、成立本数、伐採率、林地の状態等により一律では

ありませんが、国・県・市町村からの補助金により賄われております。また、皆さん既にご存知の愛知中部水道企業団と木曽広域連合で結ばれた「森林整備協定」のおかげで、団地化した森林での個人負担は、ha当たり二千円以内ですむように優遇されております。(間伐に関しては、負担金はほぼ要りません)

②危険木・不用木の伐採処理を承ります。先ずは係までご相談下さい。

③原油価格の高騰に伴い、購

買品の一部が値上がりしました。(別表、訂正表)また長年、安定価格でお届けしていたマルモリバーカーも、原料が値上がりしたため、十月一日よりやおなく販売価格を上げることになりました。

当組合では、組合員の皆さんが有利になるように補助制度を活用した森林整備を推進しておりますので、ご相談がありましたらお問い合わせ下さい。

組合からのお知らせ

- ①組合員の皆様の中で名義や住所が変わった方は、「組合員名義変更届」の提出をお願いします。

お問い合わせ下さい。



皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、今後も配達は無料で行いますので、ご注文お待ちしております。